

通所介護利用契約書

- 通所介護事業
- 認知症対応型通所介護事業
- 介護予防認知症対応型通所介護事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業

_____（以下、「利用者」といいます）と高齢者在宅サービスセンター「マイホーム新川」（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う通所介護について以下のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対して介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所による介護サービス（以下、「サービス」といいます）を提供します。また利用者は、事業者に対してそのサービスに対する料金を支払います。利用者と事業者は、円滑で良好なサービス提供を行うことを目的として本契約を結びます。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は契約締結の日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。

2. 要介護認定または要支援認定が従前のまま更新され、且つ契約満了の2日前までに利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（通所介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成し、その内容を利用者 に説明します。

第4条（サービスの提供場所・内容）

サービスの提供場所等の概要は〔契約書別紙・重要事項説明書〕のとおりとします。

2. 事業者は、第3条に定めた「通所介護計画」に沿ってサービスを提供し

ます。

3. 利用者がサービス内容の変更を希望する場合には、事業者申し入れることができます。申し入れを受けた場合、事業者は可能な限り利用者の希望に沿うものとします。

第5条（サービスの提供の記録）

事業者は、サービスの提供に関する記録を作成し、契約終了後2年間は保存します。

2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の閲覧については、申請書を提出し事業者が承認することにより可能です。
3. 利用者は、当該利用者に関する第1項の記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条（料金）

利用者は、サービスの対価として〔契約書別紙・重要事項説明書〕に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。

2. 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付し、翌月20日までに利用者にお渡しします。
3. 利用者は、事業者との間で別途取り決めた方法に基づき、当月の料金の合計額を翌月末日までに支払います。

第7条（サービスの中止）

利用者は、事業者に対して、サービス提供日の当日午前9時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2. 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、利用者が所定のサービスを受けることが困難と判断した場合、サービスの提供を中止することができます。
3. 前項によりサービス提供を中止した場合、利用者は、その時点までに提供されたサービスについて料金を負担します。

第8条（料金の変更）

事業者は、利用者に対して1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価を変更することができます。

2. 利用者が料金の変更に同意する場合、事業者が新たな料金に基づく〔契

約書別紙・重要事項説明書」を作成し、取り交わします。

3. 利用者が料金の変更に同意しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

2. ただし、前項にかかわらず、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
3. 利用者は次の事由に該当した場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービス利用の中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状況であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者またはその家族が、事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合
 - ④ 天災、火災、施設もしくは設備の故障、その他やむをえない事由によって、当該施設におけるサービス提供ができなくなった場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了するものとします。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が中央区民でなくなった場合
 - ④ 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合

第10条（秘密保持義務）

事業者およびその従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に伝えてはならないものとします。

2. 前項において事業者およびその従事者が負った守秘義務は、本契約が終了した後、あるいは従事者が退職した後も永続するものとします。
3. 事業者は、原則として、予め文書（「マイホーム新川における個人情報の利用目的」）により提示し、利用者および当該家族の同意を得た目的および利用範囲以外には、利用者および当該家族の個人情報を用いませぬ。
4. 事業者が、やむを得ない事由により、前項（第10条第3項）の規定を超えて当該家族の個人情報をを用いる必要が生じた場合は、利用者もしくは当該家族に対して、予め文書でその事由について説明を行い、同意を得るものとします。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、利用者若しくは法的に正当な関係者に対してその損害を賠償するものとします。

2. サービスの利用に際し、利用者が事業者の施設または附帯設備に損害を与えたとき、利用者は、事業者に対して、その損害額を賠償するものとします。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、サービスの提供中に利用者の健康状態に急変が生じた場合、その他必要な場合、予め利用者から指定された緊急連絡先へ連絡するとともにその主治医に連絡を取る等、速やかに必要な措置を講じます。

第13条（連携）

事業者は、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めてサービスの提供にあたります。

2. 事業者は、この契約が終了または変更された場合、その旨を速やかに介護支援専門員に通知します。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとします。

第15条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めるものとします。

第16条（裁判管轄）

本契約に関する第一審管轄裁判所を東京地方裁判所とします。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有します。

契約締結日 20 年 月 日

契約者氏名

事業者

[事業者名] 高齢者在宅サービスセンター「マイホーム新川」

[住所] 東京都中央区新川2丁目27番3号

[代表者名] 施設長 北川達三 ⑩

利用者

[住所] _____

[氏名] _____ ⑩
(代筆者：)

代理人（成年後見人）

[住所] _____

[氏名] _____ ⑩

家族代表者

[住所] _____

[氏名] _____ ⑩
(利用者本人との関係：)